

香港における輸出留意事項

食品添加物の輸入規制

- ①甘草（カンゾウ）
- ②クチナシ色素
- ③紅花色素
- ④紅麴色素

等を使用した食品の香港への輸入は一切出来ません。（ステビアは、平成 24 年度から 使用可能となりました。）

肉類の輸入規制

- ①香港側にて輸入ライセンスが必要です。
- ②日本の厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された衛生証明書の取得が必要です。
- ③牛肉に関しては、香港政府が認める工場でと畜・食肉処理されたものに限りです。

冷凍乳製品・牛乳・乳飲料

香港食物環境衛生署への事前登録・申請が必要です。

アルコール

- ①リキュール、メチルアルコール等は、物品税の課税対象品目です。
- ②輸入ライセンスの取得が必要。但し、アルコール度数30%以下の場合、ライセンスの取得は不要です。

米

規制品目。申請・登録が必要です。

ラベル表示（法律によって定められた表示事項）

※JETRO HPより抜粋

Food and Drugs (Composition and Labeling (Amendment) Regulation2004) に基づき全ての食品製造業者と包装業者は包装済み食品に、規定のとおり統一され判読できる方法で、中国語または英語、あるいは両言語（ただし、食品の名称および成分リストのほかは両言語でなくてよい）で以下の詳細を表示することが求められています。

1. 食品の名称
2. 重量あるいは容量の多い順に並べた成分の一覧
3. 消費期限（use by date）あるいは賞味期限（best before date）
4. 保存方法あるいは使用方法（該当する場合のみ）
5. 製造業者あるいは包装業者の名称および住所
6. 食品の個数、重量あるいは容量
7. アレルゲンを含む場合は成分一覧に表示
8. 包装済み食品の原材料に含まれる添加物は、当該添加物の機能分類およびその名称と国際登録固有番号を明記しなければなりません。